

府中市総合計画審議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 審議会の傍聴を希望される方は、広報掲載後、前日までに政策課総合計画担当に電話で傍聴の申込みをしてください。
- 2 傍聴できる人数は原則として10人以内とし、先着順とします。
- 3 審議会当日、傍聴人は、受付において住所、氏名、電話番号を記入してロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 4 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 5 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない、
 - (3) 会議中、写真、ビデオ等の撮影、または録音をしない。
- 6 傍聴人が上記の記載に違反し、そのため審議会の進行が妨害されると認められる場合は、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場をしていただきます。